一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県島田市・榛原郡川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
島田市・榛原郡川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県会津若松市大戸町大字岸牧字峠五一一、五一二、字高松一二〇九の二から一二〇九の七まで、字横手山一二四六、字滝ノ下一二六八の八・一二六八の九（以上二筆国有林）、一二六八の二から一二六八の七まで、字寺尾二三三三の二、大字大川字房原乙二八九七の一、乙二八九八の一、乙二九〇〇の一、乙二九〇一の一、乙二九〇二の一、乙二九〇三の一、乙二九〇四の一、乙二九〇五の一、乙二九〇六の一、乙二九〇七の一、乙二九〇七の四から乙二九〇七の六まで、乙二九一八の一、字野馬平甲五六九の一七・甲五六九の二五（以上二筆国有林）、甲五六九の一、甲五六九の二、甲五六九の一一、甲五六九の一三、甲五六九の一六、甲五六九の一八から甲五六九の二四まで、字赤根沢甲八二四の一、甲八二四の四、大字上三寄字中丸甲二四〇一、甲二四〇二、甲二四〇三の一、字古堤甲二三一三、大字高川字平石甲七四の一、甲七四の五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字峠五一一、五一二、字高松一二〇九の二から一二〇九の七まで、字平石甲七四の一、甲七四の五
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県相馬市小野字北沢一六の一、一六の二、字天明二八、四八の一から四八の一〇まで、五〇の一から五〇の四まで、初野字羽黒四七、字内沢二六、二七、三〇、三一、三四の一から三四の五まで、三五から三七まで、三八の三、三八の一七から三八の五一まで、三八の七六から三八の七八まで、三八の八〇、三八の八四
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡鮫川村大字渡瀬字越虫八五の一、八五の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　立木の伐採種は、定めない。
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(二)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡鮫川村大字渡瀬字大戸中三五三の二、大字赤坂西野字塩倉一二八の三、一二八の四、大字西山字赤柴二〇〇、二〇一、大字富田字八斗蒔一二三の一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○観光庁告示第二十号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十九の規定に基づき、株式会社ジーエフ（登録研修機関第五十六号）から研修業務を廃止する届出があったので、同法第十二条の二十八第三号の規定により次のとおり公示する。

令和八年十一月四日

観光庁長官　木村　典央

一　廃止しようとする研修業務の範囲　全ての研修業務
二　研修業務を廃止しようとする日　令和八年十月三十日
三　研修業務を廃止しようとする理由　受講者数減少のため

○観光庁告示第二十一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十九条において準用する同法第十二条の十九の規定に基づき、株式会社Ａ．Ｊ．Ｃ（登録研修機関第十二号）から研修業務を廃止する届出があったので、同法第二十九条において準用する同法第十二条の二十八第三号の規定により次のとおり公示する。

令和八年十一月四日

観光庁長官　木村　典央

一　廃止しようとする研修業務の範囲　全ての研修業務
二　研修業務を廃止しようとする日　令和八年八月十八日
三　研修業務を廃止しようとする理由　会社事業内容変更のため